

売買参加者身分証明書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市中央卸売市場第二市場における売買参加者身分証明書（以下「証明書」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(交付)

第2条 売買参加者には、証明書（第1号様式）を交付する。

(携帯)

第3条 売買参加者は証明書を携帯し、本市職員が呈示を要求したときは、ただちにこれに応じなければならない。

(有効期間)

第4条 この証明書の有効期間は、京都市中央卸売市場業務条例第25条の規定に基づき売買参加者として市長の承認を受けている間とする。

(返還)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、ただちに証明書を京都市に返還しなければならない。

- (1) 売買参加者が死亡、廃業等により、その資格を失ったとき。
- (2) 売買参加者の承認を取り消されたとき。

(再交付)

第6条 証明書を紛失又は損傷した場合は、ただちにその旨を届け出て再交付を受けなければならない。ただし、損傷により再交付を受ける場合は、当該損傷した証明書を添付することとする。

(無効)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、その証明書は無効とする。

- (1) 他人が行使したとき。
- (2) 紛失の届出があったとき。
- (3) 損傷が著しいため記載事項を判別しにくいとき。
- (4) 記載事項を改ざんしたとき。
- (5) 資格を失ったとき。

(禁止事項)

第8条 売買参加者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 証明書を他人に貸与又は譲渡すること。
- (2) 改ざん又は偽造すること。

(せり参加者身分証明書)

第9条 せり参加者に係る身分証明書については、この要領を準用し、せり参加者身分証明書（第2号様式）を売買参加者に交付する。

附 則

この要領は昭和44年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成元年1月8日から施行する。

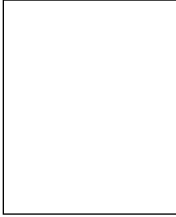
附 則

この要領は令和2年6月21日から施行する。

売買参加者身分証明書取扱要領

売買参加者身分証明書		
住所	第 号	
氏名	[]	
生年月日		年 月 日
		年 月 日発行
京都市中央卸売市場第二市場		
裏		
<ol style="list-style-type: none">1 常時本証を携帯し、市職員が提示を求めたときは、ただちにこれに応じなければならない。2 記載事項に変更があったときは、ただちに届け出て訂正を受けなければならない。3 紛失または損傷したときは、ただちに届け出て再交付を受けなければならない。4 本証を他人に貸与または譲渡してはならない。5 本証を改ざんまたは偽造してはならない。6 売買参加者でなくなったときは、必ず返還しなければならない。7 本証の有効期間は売買参加者として市長の承認を受けている間とする。		

売買参加者身分証明書取扱要領

せり参加者身分証明書	
住所	第 号
【売買参加者名】	
氏名	
生年月日 年 月 日	
年 月 日発行	
京都市中央卸売市場第二市場	
裏	
<ol style="list-style-type: none">1 常時本証を携帯し、市職員が提示を求めたときは、ただちにこれに応じなければならない。2 記載事項に変更があったときは、ただちに届け出て訂正を受けなければならない。3 紛失または損傷したときは、ただちに届け出て再交付を受けなければならない。4 本証を他人に貸与または譲渡してはならない。5 本証を改ざんまたは偽造してはならない。6 売買参加者でなくなったときは、必ず返還しなければならない。7 本証の有効期間は売買参加者として市長の承認を受けている間とする。	